

美濃加茂市小規模企業者事業所等整備補助金制度について

市内事業者の振興や活性化のために、市内の小規模企業者や市内で新たに創業される方が、市内の事業所等（店舗・事務所・工場など）の改修や新築を市内施工業者に依頼して行う場合に、予算の範囲内においてその費用の一部に対して補助金を交付する制度です。なお、改修に伴い一体となって機能を果たす備品の購入も対象となります。

■対象者（次の要件をすべて満たしていることが条件になります）

○小規模企業者・・・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定するもの

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業※・サービス業	従業員5人以下

※商業とは、卸売業・小売業（飲食店含む）を指します。

○美濃加茂市に住民登録がある（又は住民登録する予定のある）個人や美濃加茂市に法人設立申告書を提出している（又は提出する予定のある）法人で次のいずれかに該当する者

1. 改修工事を行う事業所等の所有者又は使用者
2. 市内で事業を開始しようとしている者

○美濃加茂市に住民登録がある（又は住民登録する予定のある）個人や美濃加茂市に法人設立申告書を提出している（又は提出する予定のある）法人で次のすべてに該当する者

1. 美濃加茂市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に該当していない者
2. 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を営んでいない者
3. 日本標準産業分類による中分類93政治・経済・文化団体及び94宗教に該当していない者
4. フランチャイズ・レギュラーチェーンの業態をしていない者
5. 市税を滞納していない者

※美濃加茂市に住民登録をする予定のある個人や美濃加茂市に法人設立申告書の提出を予定している法人の申請者は実績報告時に住民登録及び法人設立申告書の提出を完了していなければならない。

■対象工事（次の要件をすべて満たしていることが条件になります）別表参照

1. 市内の事業所等（店舗・事務所・工場など）の新築、増築、改築、修繕等を行う工事（外構工事を含む）

※空き店舗や専用住宅の一部を事業用に改修する場合も含まれます。（事業用部分のみが対象となります。）

2. 工事費が30万円以上（消費税含む）となる工事
3. 平成31年4月1日以降に契約し、平成32年3月10日までに申請され交付決定後10カ月以内に完成する工事 注）改元日以降は新元号に読み替えることとする。
ただし、工事契約後30日以内かつ着工日の14日前までに申請された工事
※補助金の交付決定前に着工した工事、または購入した備品は対象となりません。
4. 市内に本社を有する法人や市内で事業を営む個人事業者（美濃加茂市に住民登録がある個人）に依頼して行う工事及び備品の購入
※対象の適否については、事前に産業振興課までお問い合わせください。

■助成額

・工事費

○新規創業の場合

100万円（工事及び備品含む）を限度額として、工事費の3分の2に相当する額（千円未満切捨て）

○新規創業以外の場合

50万円（工事及び備品含む）を限度額として、工事費の2分の1に相当する額（千円未満切捨て）

※新規創業は、事業転換や経営の多角化を除きます。

・備品購入費（備品のみ購入は対象外）

事業所等の改修工事を伴い一体となって機能を果たすもので、購入金額の合計が10万円以上（消費税含む）で、3分の1に相当する額（千円未満切捨て）を補助します。（備品とは1品1万円（消費税除く）以上のものをいいます。）

※申請は同一事業所等及び同一事業者につき一回限りとします。個人の場合、2親等以内の親族も同一事業者となります。

■提出書類等

○交付申請書の提出

工事契約後30日以内かつ着工日の14日前までに、次の書類を添えて平成32年3月10日までに提出してください。 注）改元日以降は新元号に読み替えることとする。

- ① 補助金等交付申請書 <様式第1号>
- ② 【施設の工事】工事契約書の写し及び工事概要書の写し（見積書等の工事内容及びその工事単価が判明するもの）
【備品の購入】備品の購入に関する契約書又は見積書（購入品目及び購入単価の判明するもの）
- ③ 【施設の工事】工事箇所の図面及び写真（施工前の状況が分かるもの）
【備品の購入】購入する備品のカタログ等

- ④ 市内で新たに事業を開始しようとする市外の事業者の場合は、申請時の直近年
度の納税証明書（個人または法人）
- ⑤ 施行の事業計画書 <様式第1号>
- ⑥ 誓約書<様式第2号>
- ⑦ 賃貸契約書の写し ※事業所等を借りて営業している場合
- ⑧ 同意書 ※事業所等を借りて営業している場合又は申請者の他に共有の権利者
がいる場合<様式第3号>
- ⑨ 創業に関する事業計画書(任意様式) ※新規創業の場合

※工事費等について、市で調査をすることがあります。

※必要に応じて他に添付書類を求める場合があります。

○内容変更申請書の提出

工事内容等の変更により交付決定通知書の内容を変更しようとするときは、速やかに次の書類を提出してください。

- ① 補助事業等計画変更・中止（廃止）申請書 <様式第3号>
- ② 【施設の工事】変更、追加及び消除された変更工事請負契約書の写し及び変更工事概要書の写し
【備品の購入】変更、追加及び消除された備品の購入に関する変更契約書又は見積書
- ③ 【施設の工事】変更された工事施工の図面及び現況写真（当該変更により新たに追加された施行箇所のみ）
【備品の購入】変更及び追加で購入する備品のカタログ等

○工事実績報告書の提出

工事が完了したら、次の書類を添えて完了後30日以内に提出してください。

- ① 補助事業等実績報告書 <様式第5号>
- ② 支払が完了したことが判明する書類（領収書の写し等）
- ③ 【施設の工事】工事施工箇所の写真（着工前と同じ箇所）
【備品の購入】備品の設置箇所の写真
- ④ 補助金等交付請求書 <様式第7号>

※ 必要に応じて他の添付書類を求める場合があります。

○現地確認について

工事実績報告書の提出後に現地確認を行いますので、ご協力をお願いします。

■お問い合わせ先

美濃加茂市役所 産業振興部産業振興課 商工振興係（西館3F）

TEL (0574) - 25 - 2111（内線 261）

別表

対象	工事の例
<p>工事（市内業者による施工であること）</p>	<p>【対象となる工事】</p> <p>1) 事業所等の新築及び増築工事一式</p> <p>2) 事業所等の改装、修繕工事</p> <p>(1) 外壁の張替、塗装、補修又は補強</p> <p>(2) 屋根のふき替え、塗装補修又は補修</p> <p>(3) 内壁、床及び天井の張替、補修又は補強</p> <p>(4) 建具、サッシ及びシャッター等の取替又は補修</p> <p>(5) 畳及びクロス等の張り替え</p> <p>(6) トイレ、風呂、台所等の改修</p> <p>(7) 間取りの変更工事</p> <p>(8) 看板、サンシェード及び照明器具等の取付、補修又は補強</p> <p>(9) 耐震工事一式</p> <p>(10) 工作物の改修</p> <p>(11) 事業用駐車場の整備</p> <p>(12) 上記工事に付属する電気、給排水及び外構（植栽等含む）工事</p> <p>3) その他市長が認める工事</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>【対象とならない工事】</p> <p>(1) 経営規模が10室未満のアパート等、5棟未満の戸建ての貸家の改修</p> <p>(2) 簡易な車庫、物置等の設置及び改修</p> <p>(3) 太陽光発電設備等、再生可能エネルギーの設置に関するもの</p> <p>(4) 防犯カメラの設置</p> <p>(5) シロアリの駆除、その他防虫や消毒等の薬剤散布・消臭・塗布・抗菌処理など</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>備品（市内業者から購入すること）</p> <p>※ 備品の購入のみの場合は対象外</p>	<p>【対象となる備品】（税抜き1品1万円以上のもの）</p> <p>(1) 椅子、テーブル、棚、ロッカー</p> <p>(2) カーテン、ブラインド</p> <p>(3) 商品陳列棚（ショーケース）</p> <p>(4) 業務用冷蔵庫、冷凍庫</p> <p>(5) 工事に伴い必要となる家具及び電化製品</p> <p>(6) その他市長が認める備品</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>【対象とならない備品】</p> <p>(1) 消火器などの消防用品や各種防災用品</p> <p>(2) 過度に高価であったり不必要な物と認められるもの</p> <p style="text-align: right;">など</p>